

1、DX推進に関する本会の運営ビジョン

本会は、行政書士法改正において、「行政書士の使命」として掲げられた行政手続の円滑な実施、国民の利便及び権利利益の実現に資するという役割を踏まえ、行政書士会としての責務を果たすべく、DX推進を会の運営の重要事項に位置付ける。

特に、同改正において新設された「職責」に関する規定において、行政書士がデジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用等を通じて国民の利便の向上及び業務の改善進歩を図る努力義務が明確化されたことを受け、本会が率先してDX推進に取り組むことにより、会員の模範となることを目指す。

本会は、行政手続に関わる専門職団体としてデジタル社会の基盤を支え、県民にとって身近で信頼される存在であり続けることを運営ビジョンとする。

2、DX推進に関する取り組みの方向性

本会は、DX推進に関し、次の取り組みを行います。

1. 行政手続のオンライン化に対応し、会員が電子申請等の最新のデジタル技術を適切に活用できるよう環境を整備し、県民の利便の向上を図る。
2. 会務運営においても電子決裁の導入等を推進し、効率的かつ透明性の高い組織運営を図る。
3. 特定行政書士の業務範囲拡大を含む法改正等の動向を踏まえ、新たな業務に対応可能なデジタル実務についての情報収集、研究を進め、会員の専門性向上を図る。
4. DX推進の過程においては、情報セキュリティ、プライバシー保護、公正誠実の姿勢を堅持し、行政書士制度に対する社会的信頼の維持・向上に努める。

3、DX推進の戦略

本会のDX推進の戦略は、短期的には、DX推進に関する調査、研究、現在利用しているデジタルツール（ホームページ、理事会ポータル、会員管理システム）の改修・改良の検討を行い、中長期的には、短期的に行った検討の実現化、事務局業務の自動化、データ分析に基づく会員支援策の高度化、電子申請等の普及促進、日本行政書士会連合会とのデータ連携基盤を構築し、行政書士が地域におけるデジタルガバナンスの担い手として活動できる体制を確立する。

4、DX推進のための組織体制

本会は、D X 推進委員会を設置し、戦略立案・進捗管理を行う。事務局内にD X 担当職員を配置し会員管理・システム運用を担当させる。必要に応じ外部IT 専門家とも連携し技術面を補完する。本会の機関である総務部等とも連携し、会の運営、会員への情報共有・支援を円滑に実施する。

事務局職員の採用についても、デジタル技術についての経験も検討材料とし、事務局のD X 担当職員に対しては、D X 推進委員会がデジタル技術活用や導入した機器やシステムに関するサポートを含む進捗管理を行い人材育成を進める。

会員向けのD X に関する研修会の実施や会員よりの意見収集も検討する。

5、最新のデジタル技術を活用するための環境整備

本会は、最新のデジタル技術を活用できる環境整備を進める。

1. 会員管理システムの機能強化
2. 会内ファイルサーバでのデータ共有の拡充
3. オンライン会議、研修システムの拡充

6、D X 推進の達成状況の指標

本会のD X 推進戦略の進み具合を確認するため、以下の観点で指標を設定する。

1. 会員向け手続きや情報提供のデジタル化の状況
2. 事務作業や情報管理の効率改善の程度
3. 会員向け研修や情報提供の実施状況
4. 情報管理や運営体制の適正維持状況